# 公　　告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び真鶴町契約規則（昭和62年真鶴町規則第14号）第６条の規定に基づき公告する。

2026年11月16日

真鶴町長　小　林　伸　行

１入札対象案件
（１）件　　名 2026年度スプリンクラー撤去事業
（２）契約期間 契約締結日から2027年３月５日
（３）事業場所 真鶴町真鶴字岬、中山、一本松

２ 入札に参加する者に必要な要件
・地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者
・公告の日から入札日までの期間に真鶴町の指名停止等の措置を受けていない者
・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
・過去２箇年の間に本町又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

３ 入札日程と提出書類等について
入札参加を希望する者は、次により申請すること。
・提出期限
　2026年12月１日（火）　正午まで
・提出書類
　事後審査型制限付き一般競争入札参加申出書
　様式１（仕様書記載）
　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）

・提出先等
　真鶴町財務課資産経営係
・提出方法
　郵送

仕様書に対する質問について
・提出期限
　2026年12月１日（火）　正午まで
・提出方法
　FAXまたはE-mailで送信すること。
・提出書類
　質問書
・回答方法
　FAXまたはE-mailにより入札参加申出書の提出があった全業者へ回答

入札執行について
・入札日時
　2026年12月８日（火）　午後１時30分
・提出書類
　① 入札書
　② 委任状（必要な場合のみ）
・入札回数
　２回
　※再度入札分（第２回）の入札書に記載する金額は、当初入札金額を
　　踏まえ再度入札として相応しい金額を記載してください。
・提出方法
　郵送（「郵便入札について」を必ずご確認ください）
・入札執行場所
　真鶴町役場横車庫棟　２階　会議室
・提出期限
　2026年12月７日（月）　正午まで
・提出場所
　真鶴町財務課資産経営係

開札の立会いについて
開札の立会いを希望される場合は、開札日の前日までにご連絡ください。
（0465-68-1131 財務課資産経営係まで）
代理人が開札の立会いを希望される場合は、委任状（任意様式）が必要となります。その際、代理人は身分証明書等のご提示をお願いいたします。
落札候補者となった者は、次により申請すること。

・提出書類
① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
② 確認書類
・提出方法
郵送または持参
・提出期限
2026年12月18日（金） 午後５時15分まで
・提出場所
真鶴町財務課資産経営係

4 入札保証金　　免除

5 現場説明会　　無

6 契約保証金　　免除

7 前払金　　無

8 落札者の決定方法等
（１）開札後、予定価格以下の有効な最低価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とする。
（２）最低価格を入札した者が２人以上いる場合は、くじを実施し、落札候補者を決定する。
（３）落札候補者は、期限までに、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて財務課資産経営係へ提出しなければならない。
（４）指定した書類の添付や提出がないなど、必要書類に不備等がある場合は当該落札候補者のなした入札は無効とする。
（５）落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合その者を失格とし、当該落札候補者の予定価格以下の次に低い価格を入札した者について審査を行う。予定価格以下で入札価格が低い順に、入札参加資格があると認められる落札候補者が決定するまで審査を続けるものとする。
（６）審査の結果、入札参加資格を満たす落札候補者を落札者として決定する。
（７）入札参加資格を満たす者がいない場合、当該案件は不調とする。
（８）入札結果の公表はホームページで行う。
（９）落札候補者以外の入札参加者については、入札参加資格の審査は行わない。

9 入札に関する注意事項

（１）入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

（２）仕様書については真鶴町ホームページにおいて閲覧すること。

（３）入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

（４）参加申出書提出後、入札書の提出を辞退する場合は、入札日の前日（休日であるときは直前の開庁日）、午後５時までに辞退届（任意様式）を財務課資産経営係へ提出すること。

（５）一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。

（６）落札候補者の決定後、契約の締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

10 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

（１）入札参加申出書を提出しない者がした入札

（２）落札候補者が必要資料を提出しないとき又は、審査に必要な発注者の指示に従わないときは、当該落札候補者のなした入札は無効とする。

（３）入札に参加する資格のない者がした入札

（４）電報、電話、FAX等による入札

（５）入札に際して談合等による不正行為があった入札は無効とする。

（６）他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者がした入札

（７）２通以上の入札書を提出した者がした入札

（８）虚偽の参加資格確認申請書又は確認資料を提出した者がした入札

（９）その他入札に関する条件に違反した者がした入札

11 入札執行に関する問合せ・書類送付先

真鶴町財務課資産経営係
住所：〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1
電話：0465-68-1131(内線6360)、ファックス：0465-68-5119
E-mail：zai_shisankeiei@town.manazuru.kanagawa.jp